

## 近江八幡市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

近江八幡市議会議員政治倫理条例（平成31年近江八幡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「再任用職員、嘱託員」を「嘱託員」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員に対する改正後の第4条第2号の規定の適用については、同条中「嘱託員」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員、嘱託員」とする。

---

### 提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い再任用職員制度が廃止され、令和14年3月31日まで暫定再任用制度として運用されることにともない、所要の改正を行いたく、本議案を提出するものである。